

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

5-1 文字表記

1] 表記情報の考え方

サインの表示面に表示される文字図形について基本的な考え方を示す。表示面の情報は、情報の重要度によって序列を明らかにして、表現に強弱をつけて分かりやすくする。

- ・ 情報を見やすい位置に表示
- ・ 遠方からも情報が見えるように大きく表示
- ・ 情報を大きさ、量、色等によって優先順位を明確にして、視認性を高める

2] 日本語表記

日本語表記は、主に施設の正式名称による名称表記を行う。施設の正式名称が長いものは、サインではわかりにくくなるため、必要に応じて簡略化する。

ただし、日常的に正式名称と異なって呼称されるときや愛称名等があるときは、長期的な視野に立って混乱を招かない名称を設定していく必要がある。

■ 基本原則

- ・ 名称表記は、誤読、誤解が無いように読み取りやすさに配慮する。
- ・ 同じ表示対象が、場所によって違った表記を行わない。
例) マビック静岡市視聴覚センター／マビック／視聴覚センター⇒マビック視聴覚センター
- ・ 現代仮名づかい、国文法による表記を行う。数字は算用数字、固有名詞はこの限りではない。
- ・ 年号は西暦による表記を行う。必要に応じて日本年号を併記する。
例) 2006年、2006年（平成18年）
- ・ 地名、人名など読みにくい漢字には、必要に応じて「振り仮名」を併記する。

■ 地点名称

- ・ 既設標識や駅、バス停留所等で使用されている名称と混同が起らないようにする。
- ・ 道路上の特定地点名称は、伝統的な名称、漢数字による町丁目方式を用いる。
- ・ なお、地点名称には、各区（葵区、駿河区、清水区）まで表示する。

■ 道路名称

- ・ 道路名称は、都市計画道路名、日常的な愛称名のほか、新しく設定される愛称名、緑道、コミュニティ道路等の中から最適な名称を選定する。

■ 施設名称

- ・ 基本的な名称表記は、正式名称を使用する。しかし、対象とする施設名称が長すぎるものは、サインとして分かりにくくなるため、識別ができる短縮した名称表記を用いる。
- ・ 静岡市が設置する施設は、基本的には「静岡」を省略する。
- ・ 日常的に呼称されている名称が、正式名称より理解されやすい愛称名、通称名は、それを用いる。
- ・ 総称する名称がある場合、「総称名」で表記する。尚、一つの施設(建物)に、複数の施設が含まれる場合、公共利用の高い施設、一般に良く知られた施設名称を代表して表記してよい。
- ・ 施設名称のうち、アルファベット名称が日常的に呼称されている場合、それを用いてもよい。
例) JR、NTT、NHK、等

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

3] 外国語表記

現在、サインへの外国語併記が一般的となっており、日本語と共に英語（ローマ字）の併記が多く、地域によって中国語、ポルトガル語、韓国語等を併記している事例もある。しかし、限られたサイン表示面内で外国語を複数併記すると、煩雑で分かりづらいサインになる恐れがある。従って、サインマニュアルにおける外国語併記は、国際語として最も一般化している英語（ローマ字）併記を基本とし、ピクトグラム（絵文字）の活用によって複数の外国語に替える。但し、今後、地域の状況に応じ、その他外国語の併記及びひらがなの付記などに配慮する。

外国語表記は、言語を用いる外国人利用者にとって「意味」を理解できるように表示することが重要である。例えば、「～大学」を英語表記する場合、「～daigaku」とローマ字で表示するより「～University」と英語表示するほうが、より多くの利用者が理解できる。

なお、案内誘導する上で重要な情報となる施設名称、凡例等については、原則として日本語、英語、中国語、韓国語による4ヶ国語表記を行う。

■ 基本原則

- ・全ての名称表記に英語を併記することを基本とする。
- ・英語及びローマ字併用表記は、「道路標識設置基準・同解説（社）日本道路協会」に準拠する。
- ・固有名詞は「ローマ字」、普通名詞は英訳によって表記する。
- ・ローマ字表記は「ヘボン式」を用いる。
- ・表記は大文字で書き出し、小文字をつづりとする。
- ・施設名称においては、正規の英語名称に従う。
- ・施設名称の英文が長すぎる場合や表記スペースが無い場合、略語表記を用いたり、英文表記をなくしてもよい。
- ・外国語表記において、特に外国人の利用が多い主要施設、外国人が必要とする主要施設については、必要に応じて外国語の併記をする。但し、見やすさを損なわないよう配慮する。
- ・特に重要な施設名称等は、日本語、英語、中国語、韓国語による4ヶ国語表記とする。

例）「JR静岡駅」・「新静岡駅」・「静岡市役所(葵区役所)」・「静岡県庁」・「駿府公園」・「現在地」など

■ 表記基準

- ・普通名詞の部分は英訳して表記する。
例）静岡市役所：Shizuoka City Hall（ローマ字表記Shiyakusyoは使わない）
- ・固有名詞の部分はヘボン式ローマ字で表記する。
例）JR静岡駅：JR Shizuoka Station（JR Shizuokaはローマ字表記、Stationは英訳表記）
- ・山・河川名称はすべてMt.+ 固有名詞、固有名詞 + Riverと表記する。
例）〇〇山：Mt. 〇〇 〇〇川：〇〇 River
参考）「立山」、「野川」を例とすると、-yama、-gawa(kawa)が固有名詞の一部となっているため、「Mt.Tate」、「No River」では意味が通じない。この場合、「Mt.Tateyama」、「Nogawa River」とすることが望ましい。ただし、上記の例によらない表記法が定着している場合、この限りではない。「富士山」：「Mt.Fuji」
- ・橋梁名称はすべて固有名詞 + Bridge と表記する。
例）〇〇橋：〇〇 Bridge 、もしくは〇〇bashi(hashi) Bridge
参考）「日本橋」を例とすると、-bashiが固有名詞の一部とみなされ、「Nihonbashi Bridge」とすることが望ましい。
- ・道路名称は、国・県との整合を考慮し、基本的に固有名詞 + Road と表記する(各道路において適切な表記を選択する)。
例）北街道：Kita-kaido Road
- ・通りの名称は「road」を固有名詞とハイフンで結ぶ。「road」のあとに「Av.」「St.」はつけない。

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

- ・区・町名は英訳せずローマ字表記とし、「ku」「cho」「machi」を固有名詞とハイフンで結ぶ。
例) 葵区：Aoi-ku、御幸町：Miyuki-cho、
呉服町二丁目：Gohoku-cho 2-chome
- ・バス停名は、普通名詞も含めてローマ字表記する。
例) 市役所前：Shiyakusyo-mae
参考) バス停の表記はバスの表記やアナウンス等と合わせる必要があるため、現状ではローマ字表記が望ましい)
- ・駅名、バス停名は、英語名を併記したほうが分かりやすい場合は、（ ）書きが望ましい。
例) 美術館前：Bijutsukan-mae(Art Museum)
- ・施設名が長いつづりで読みにくい場合、必要に応じてハイフン（-）を用いる。
例) 郷土の森：Kyodo-no-mori
- ・施設名称は正式な英訳を基本とする。ただし、英語に慣用化されている略語がある場合、サイン表示面の煩雑化を防ぐため、これを用いてもよい。但し、固有名詞は省略形を作成しない。
例) 小学校：Elem. School、中学校：Jr. H.S.、高等学校：H.S.、大学：Univ.、
病院：Hosp.、〇〇協会：〇〇Assn.、デパート：Dept. Store 駅：Sta.、
ビルディング：Bldg.、静岡県：Shizuoka Pref.、体育館：Gym、高速道路：Expwy.、
川：Riv.、博物館/美術館：Mus. 等
※ 省略形の後には原則として「.（ピリオド）」をつける。但し、Gym等は除く。
- ・4ヶ国語表記をする下記の施設について、中国語、韓国語は以下のように表記する。

<中国語>

JR静岡駅	JR静冈站
新静岡駅	新静冈站
静岡市役所(葵区役所)	静岡市役所(葵区役所)
静岡県庁	静岡県厅
駿府公園	骏府公园
現在地	现在所在地

<韓国語>

JR静岡駅	JR시즈오카역
新静岡駅	신시즈오카역
静岡市役所(葵区役所)	시즈오카시청(아오이구청)
静岡県庁	시즈오카현청
駿府公園	순푸공원
現在地	현재지

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

■ヘボン式表記法

あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ	ya		yu		yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ		を		ん	wa		wo		n
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

- ・ はねる音「ん」はnで表す。ただし、m、b、pの前ではmを用いる。

例) 神明町 : Shimmei-cho

- ・ はねる音を表すnに続く母音字、およびyとを切り離す必要がある場合は、nの次に「-」を入れる。

例) 新中町 : Shin-nakacho

- ・ つまる音は、最初の子音を重ねて表すが、ただし、次にc hが続く場合はcではなくtを用いる。

- ・ 長音を表す「-」、「^」、「h」は使用しない。

例) 鷹匠 : Takajo ○ ← Takajho-x

- ・ 文の書き始め、固有名詞は、語頭を大文字で表す。尚、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてよい。

例) 駿河区役所 : Suruga Ward Office

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

5-2 文字と図形

1] タイプフェイス（基本書体）

- ・ サインに表示する基本書体は、視認性に優れた文字であることが基本となる。
- ・ 和文書体と英数字書体は、一体となって併記するため、組合せがよい書体を採用する。

2] 和文書体

- ・ 和文書体には明朝系とゴシック系の2つの系統があり、それぞれに特徴や太さの異なる多数の書体が存在する。
- ・ 明朝系の書体は毛筆の特徴を模しており、一般に縦線に比べ横線が細いため、遠方からの視認性には劣る。
- ・ ゴシック系の書体は、文字の線幅がほぼ一定で可読性に優れている。ゴシック系の書体には大きく分けて「丸ゴシック書体」と「角ゴシック書体」があるが、文字にメリハリがあり、より可読性に優れた角ゴシック書体「ヒラギノ」を和文書体として用いる。
- ・ 角ゴシック書体「ヒラギノ」は、文字間のバランスがよいため文字が認識しやすく、線の止めやはねによる伝統的な筆文字の美しさのある、情感豊かな書体である。

静岡市役所 静岡市役所

丸ゴシック書体

角ゴシック書体

静岡市医療福祉センター

和文書体：角ゴシック「ヒラギノ」

■長体及び平体の調整

静岡市役所 中央公民館・女性会館（アイセル21）

[正体]

静岡市役所 中央公民館・女性会館（アイセル21）

[長体 90%]

静岡市役所 中央公民館・女性会館（アイセル21）

[長体 80%]

静岡市役所 静岡市役所 静岡市役所 静岡市役所

【平体 70%】

【平体 80%】

【平体 90%】

【正体】

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

3] 英文・数字書体

- ・ 英文書体でサインに良く使われるものとしては「ヘルベチカ」があるが、文字間や小文字のスペーシングを比較して、さらに可読性に優れた書体を選定する。
- ・ 「ヘルベチカ」に比べ文字間が大きく、小文字の「i, j, l」のスペーシングが広い書体である、「ユニバース」を英文書体とする。
- ・ 「ユニバース」は和文書体の「ヒラギノ」と併記した際、相性が良い書体である。
- ・ 数字は英文に準ずることが基本であるため、「ユニバース」を数字書体とする。
- ・ レイアウトは書体で組まれた正規の文字間隔を基本とする。標準書体がスペースに納まらない場合、「ユニバース コンデンスド」を使用する。
- ・ 距離表示は「ユニバース コンデンスド」を使用する。
- ・ 日本語に英文を併記する際は「ユニバース コンデンスド」を使用する。

■ ヘルベチカ

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ0123456789

■ ユニバース

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ0123456789

■ 英文・数字書体：「ユニバース」

○ユニバース 55 ローマン

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz

0123456789

○ユニバース 57 コンデンスド

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz

0123456789

- ・ 文字サイズは以下の点線内のサイズとする。

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

4] 文字の大きさ

- ・ 文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して適切な大きさを選定する。
- ・ ドライバー系サインは道路標識令に基準が示されているため、これに準拠する。
- ・ サインに用いる文字は、旅客施設ガイドライン（「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン2002年8月」以下、旅客施設ガイドラインとする）の視距離1～2 mの文字高の約1/2の大きさとする。（和文文字高：5 mm以上、英文文字高：4 mm以上）

参考：文字の大きさの目安

- ・ 旅客施設ガイドラインでは、両眼強制視力0.5※を想定し、それぞれの視距離から判読できるために必要な文字の大きさを定義している。

○視距離と文字の大きさの目安

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	12cm 以上	9cm 以上
20mの場合	8 cm 以上	6 cm 以上
10mの場合	4 cm 以上	3 cm 以上
4～5mの場合	2 cm 以上	1.5 cm 以上
1～2mの場合	0.9 cm 以上	0.7 cm 以上

※一人で出歩ける高齢者の大半を対象とするため、視力は0.5程度に設定する。

出典：「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」2003年11月(財)道路保全技術センター

■静岡市サインに用いる文字の大きさ（表示板内の文字。地図は含まない。）

種別		和文	英文	ピクトグラム	用途
ドライバー系	ドライバー表記	200.0mm	100.0mm	300.0mm	ドライバー系サインの施設名等(道路標識令基準値)
歩車兼用系	兼用表記	120.0mm	65.0mm	230.0mm	歩車兼用系サインの施設名等
歩行者系	地点名	45.0mm	25.0mm	65.0mm	案内板裏面の地点名・通り名
	町名	30.0mm	20.0mm	—	案内板裏面の町名
	誘導表記	27.5mm	14.0mm	45.0mm	案内板表面の誘導施設名

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

■歩行者系案内図における表記（地図内の文字高）

種別		和文	英文	ピクトグラム	用途
歩行者系案内図	表題	35.0mm	25.0mm	—	表題名称
	凡例部表示	7.0mm	5.5mm	16.5mm	凡例部施設名等
	特大サイズ	18.0mm	14.0mm	—	県名、市町村名、群名、区名等
	大サイズ	9.0mm	7.0mm	16.5mm	特に重要な施設名称等
	中サイズ	7.0mm	5.5mm	16.5mm	施設名称、町名、丁目等
	小サイズ	—	5.0mm	—	番地等
	最小サイズ	5.0mm	4.0mm	12.0mm	橋梁名、交差点名、バス停名、駅名等

※ 文字、記号等は、すべて高さ方向のサイズにて指定する。

5] 距離表示

- ・ 「道路標識設置基準」では、k mの「K」はローマ字の大文字とし、「m」は小文字とすると定めているが、英文の略語・省略形の表記法では「k m」と小文字で表示する。
（表記法と組版原則 通称：ハーツルール オックスフォード大学出版局より）
- ・ 静岡市のサインは、「ドライバー系施設誘導サイン」、「歩車兼用系施設誘導サイン」の距離表示を小文字表記の「k m」、「m」とする。

■ドライバー系施設誘導サイン

- ・ 距離数は、四捨五入して「k m」単位で表示する。尚、1 k m未満は、100m単位で「m」表示する。
例) 300m、900m、1km、1.5km、5km、10km

■歩車兼用系施設誘導サイン

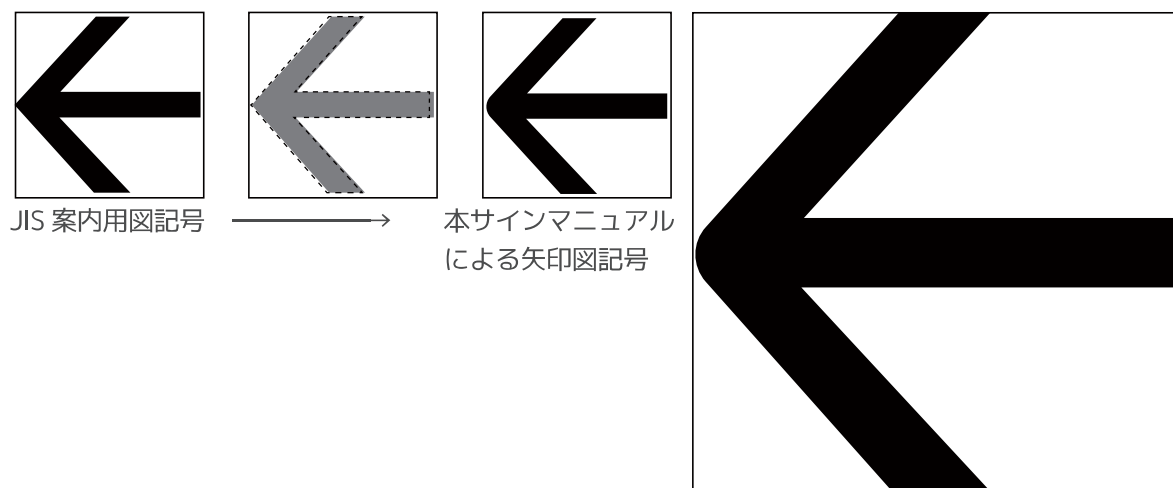
- ・ 距離が200m未満の場合、10m未満を四捨五入して10m 単位で表示する。尚、200m以上の場合、100m未満を四捨五入して50m 単位で表示する。
例) 20m、120m、250m、300m、450m、500m

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

6] 矢印表示

- ・ 矢印は、JIS 案内用図記号（JIS Z 8210）で定められた記号をもとに、矢印の先端を丸めることで、表示板面の中で矢印をより大きく表示する。

■矢印



■矢印の種類と優先順位

① 前方向

② 右斜め前方向

③ 右方向

④ 右斜め後方向

⑤ 左斜め前方向

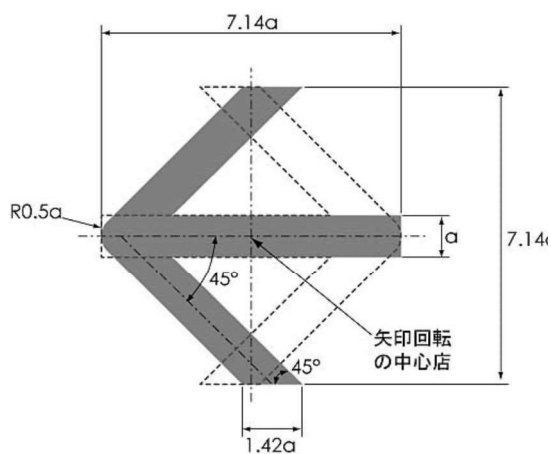
⑥ 左方向

⑦ 左斜め後方向

⑧ 後方向



■矢印の割付図



静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

7] ピクトグラム等の表記

- ・ ピクトグラムは、視認性に優れていることから瞬時に伝達できる記号であり、文字を補う機能のほか国際的な伝達機能も持っている。
- ・ 慣習化されていないピクトグラムは、理解度が低く、間違った情報伝達につながる。特に街特有のピクトグラムは、上記の欠点が現れやすい。また、ピクトグラムの理解には、ある程度の慣れが必要であり、形の完成度とともに、その普及率も理解度に密接に関わってくる。

■基本となるピクトグラム：JIS 案内用図記号

- ・ サインマニュアルでは、全国で標準的に利用されており、理解度やデザインの完成度が高く、著作権が開放されているJIS 案内用図記号の使用を基本とする。
- ・ JIS 案内用図記号は、個別の施設を表す記号はほとんど無く、静岡市の公共施設等を表現するためには新たにピクトグラムを作成する必要がある。尚、新しいピクトグラムは、JIS 案内用図記号の考え方に沿って作成する。

■JIS 案内用図記号：施設表記例



ホテル/宿泊施設



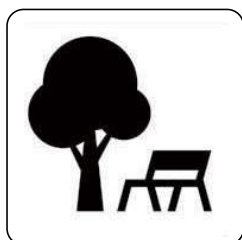
警察



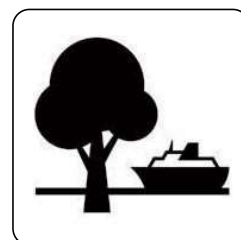
陸上競技場

- ・ JIS 案内用図記号で「推奨度C」の記号は、基本的な考え方を変えずに、適宜、形状を変更して用いることが可能である。

■例：「公園」のピクトグラムを「海浜公園」に変更



公園



海浜公園

- ・ JIS 案内用図記号の最小寸法は、視距離 1.0mのサインに用いる場合、35mm 角と定められており、サインや案内地図に用いる場合は順守する。
- ・ JIS 案内用図記号に記載が無い施設のピクトグラムは、JIS 案内用図記号の考え方に沿って適形状を変更して作成することが可能である。

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

■ピクトグラム分類と使用方法

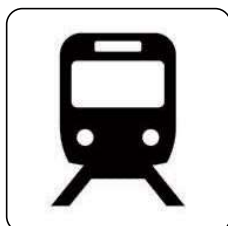
○一般的な施設の表記（案内所、駅、タクシー乗り場など）

- ・ JIS案内用図記号で定められたピクトグラムのみを使用する。

■JIS案内用図記号の一



案内所



鉄道駅



タクシー乗り場

○特定の公共施設の表記（静岡市役所、図書館、消防署、コンベンション施設など）

- ・ 一般的に理解度や利用頻度の低い記号は、文字による補助表示を必要として、図記号単独での使用は避けるようJIS 案内用図記号に明記している。静岡市にある多くの公共施設がこれに該当しており、新たにピクトグラムを開発する際には、以下のことに十分注意する。
- ・ 利用頻度が高く、不特定多数の人が訪れる静岡市の特に重要な公共施設に限定して、新たにピクトグラムを作成する。
- ・ 施設のわかりやすさ、視認性、デザインの統一感、ピクトグラムとしての実用性などにおいて、JIS 案内用図記号との整合を図る。

■施設の利用形態、提供するサービスの種類を表現したピクトグラム例



ホール

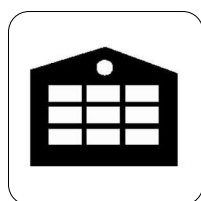


図書館



消防署

- ・ 建物の外観を図形化したピクトグラムは、認知の範囲が静岡市民に限定され、来訪者への認知度は低くなる。よって、建物を図案とする場合、表示内容の特徴や機能をイメージ的に表現し、瞬時に判断できるデザインとする。



※建物の外観の特徴を表現したピクトグラムは認知度が低い



浅間神社



城址（駿府公園等）

※施設の利用形態、提供するサービスの種類を表現したピクトグラムの例

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

■本市の公共施設等に用いるピクトグラム（案）



体育館



動物園



羽衣の松、三保の松原



公園



清水マリナーパーク



神社



寺院



城址



図書館



消防署



清水港



登呂遺跡



吐月峯柴屋寺



登呂博物館



浅間神社



コンベンション施設

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

■ 名称表記

1. 原則としてアイキャッチャー・マークの右側に、左揃えにて施設名を表記する。地図スペースやレイアウトの都合上、アイキャッチャー・マークの上下、左に表記しても良い。
2. 文字の書体は、「和文書体」は角ゴシック体の「ヒラギノ」書体、「英文・数字書体」は「ユニバース」とする。情報の種類に応じて書体の色彩を一部変更し、地図の見やすさに配慮する。

例）メイン施設：大ピクトグラム＋名称）



例）メイン施設：中ピクトグラム＋名称



例）鉄道駅



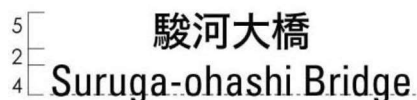
例）国道マーク



例）一般施設：アイキャッチャー・マーク＋名



例）その他の施設



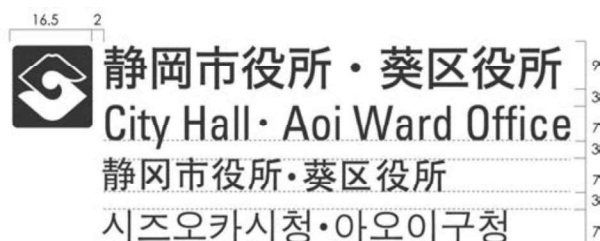
例）現在地マーク



静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

■施設名称の表記例

例）：大表記ピクトグラム＋名称（大・多国語）



例）メイン施設：大ピクトグラム＋名称（大）



・右揃え



例）その他の施設



例）国道マーク



例）バス停



例）交差点



例）町名



例）範囲外のメイン施設



例）一般施設：中ピクトグラム＋名称（小）



例）一般施設：アイキャッチャー・マーク＋名称



・右揃え



・中央揃え（マーク:下）



・中央揃え（マーク:上）



例）現在地マーク



静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

12-1 標準案内用図記号

1 JIS 案内用図記号（JIS Z8210） Public Information Symbols

公共・一般施設 Public Facilities



案内所
Question & answer



情報コーナー
Information



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



男性
Men



女性
Women



身障者用設備
Accessible facility



車椅子スロープ
Accessible slope



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area



チェックイン / 受付
Check-in / Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル / 宿泊施設
Hotel / Accommodation



きっぷうりば / 精算所
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



コインロッカー
Coin lockers



休憩所 / 待合室
Lounge / Waiting room



ミーティングポイント
Meeting point

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

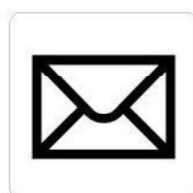
公共・一般施設 Public Facilities



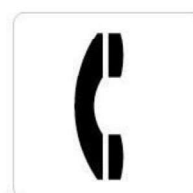
(注2)
銀行・両替
Bank, money exchange



キャッシュサービス
Cash service



郵便
Post



電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



上リエスカレーター
Escalator, up



下リエスカレーター
Escalator, down



階段
Stairs



乳幼児用設備
Nursery



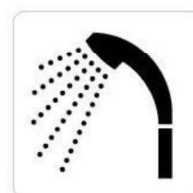
クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



更衣室(女性)
Dressing room (women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



くず入れ
Trash box



リサイクル品回収施設
Collection facility for
the recycling products

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

交通施設 Transport Facilities



航空機 / 空港
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



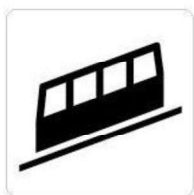
レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



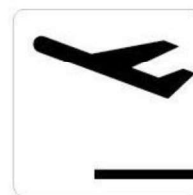
ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim



税関 / 荷物検査
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査
Immigration / Quarantine / Inspection

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

商業施設 Commercial Facilities



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier

観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities



展望地 / 景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場 / プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

安全 Safety



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



広域避難場所
Safety evacuation area

禁止 Prohibition



一般禁止
General prohibition



禁煙
No smoking



火気厳禁
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな / かけ込み禁止
Do not rush



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw rubbish



飲めない
Not drinking water



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止
Do not use electronic devices



撮影禁止
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs



ベビーカー使用禁止
Do not use prams



遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

注意 Warning



一般注意
General caution



障害物注意
Caution, obstacles



上り段差注意
Caution, uneven access / up



下り段差注意
Caution, uneven access / down



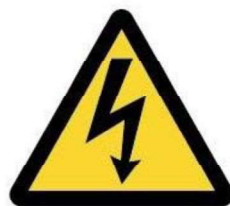
滑面注意



転落注意



天井に注意



感電注意

指示 Mandatory

（左側通行の案内）



左側にお立ちください
Please stand on the left



右側にお立ちください
Please stand on the right



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



一列並び
Line up single file



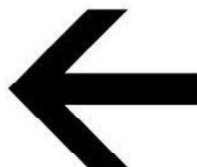
二列並び
Line up in twos



三列並び
Line up in threes



四列並び
Line up in fours



矢印
Directional arrow

静岡市公共サインマニュアル（抜粋）

（参考）

（参考） 以下の図記号は JIS 規定のものではない。

これらは表示事項と機能を変えない範囲で図材を変更することができる。



店舗 / 売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers, magazines



薬局
Pharmacy



理容 / 美容
Barber / Beauty salon



手荷物託配
Baggage delivery service



公園
Park



博物館 / 美術館
Museum



歴史的建造物1
Historical monument 1



歴史的建造物2
Historical monument 2



歴史的建造物3
Historical monument 3



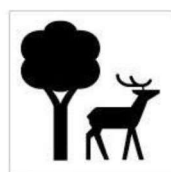
非常口
Emergency exit



飲食禁止
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals



自然保護
Nature reserve



スポーツ活動
Sporting activities



スカッシュコート
Squash court



スキーリフト
Ski lift



座掛け式リフト
Chair lift



安全バーを閉める
Close overhead safety bar



安全バーを開ける
Open overhead safety bar



徒歩客は降りる
Foot passenger have to
get off



スキーの先を上げる
Raise ski tips



スキーヤーは降りる
Skiers have to get off

静岡市屋外広告物ガイドライン

③みせかた編

令和 7 年 3 月

景観まちづくり課 屋外広告物係

協力 公益社団法人 静岡県屋外広告協会

検討委員会

奈良間茂

永野昌也

切岩輝男

松尾憲宏

永島健介

A D 奈良間茂

イラスト 武田秀雄

静岡市 景観まちづくり課

〒420-0853

静岡市葵区追手町 5-1

電話 054-254-2111（代表）

054-221-1123（直通）



静岡市

